

# 多重債務者対策の10年間の取組

平成28年12月13日

金融庁 / 消費者庁 / 厚生労働省(自殺対策推進室)

# 多重債務問題と平成18年の貸金業法改正

## ○ 貸金業者による消費者向け貸付を中心に、巨大な貸金市場が形成

【貸金業者による無担保無保証の消費者向け貸付け（平成19年2月末時点）】

貸付残高 約13.8兆円 利用者数 約1,170万人（少なくとも国民の10人に1人は、いわゆる消費者金融の利用者）



## ○ 多重債務問題の深刻化（借り手の返済能力を上回る貸付けが行われ、多重債務者が多く発生）

平成19年2月末時点で5件以上の利用者は約180万人、これらの者の平均借入総額は約240万円

※ 多重債務問題の直接の背景として考えられるもの

- ・高金利
- ・過剰な貸付け（貸付けの際に借り手のリスクの把握が不十分）
- ・商品性（借入れが容易であり、金利負担を認識しない返済システム）
- ・借り手の金融知識・計画性の不足 等



## 貸金業法制定以来の抜本改正（多重債務問題への抜本的総合的対策）

全会一致の賛成により成立（平成18年12月13日）

- ① 貸金業の適正化のための規制の見直し（参入規制・行為規制の強化等）
- ② 過剰貸付抑制のための総量規制の導入等（年収の3分の1を超える借入れは原則禁止）
- ③ 金利体系の適正化
- ④ ヤミ金融対策の強化



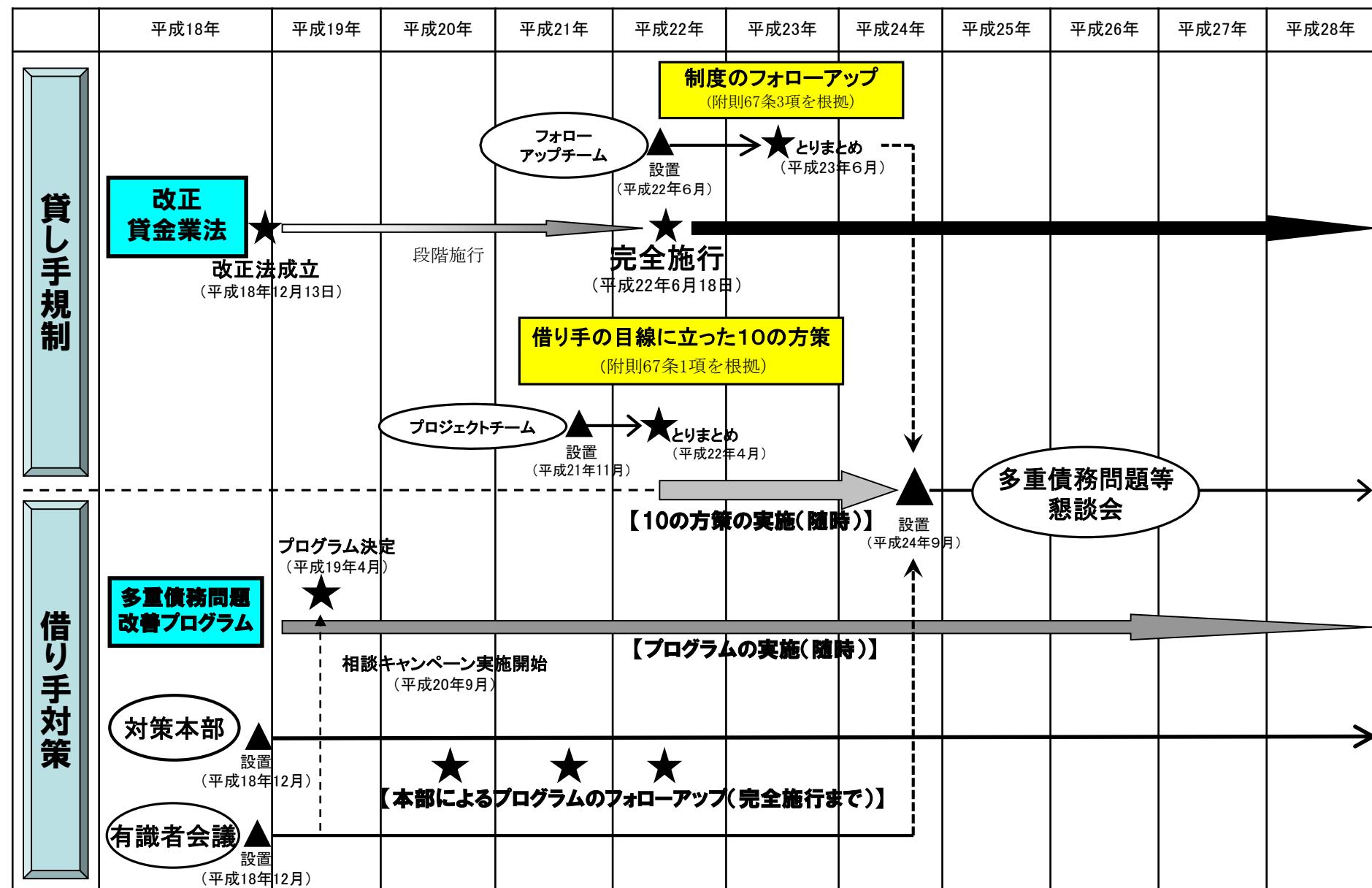
## 多重債務者対策本部（本部長：金融担当大臣）の設置を閣議決定（平成18年12月22日）

⇒ 改正貸金業法に基づく取組を、国・自治体及び関係団体が一体となって効果的に進めるため、  
多重債務問題改善プログラム（平成19年4月20日 多重債務者対策本部決定）を策定

## 改正貸金業法完全施行（平成22年6月18日）

（注）データ出典：全国信用情報センター連合会（現日本信用情報機構）の保有データ

# 多重債務問題への取組の経緯



# 多重債務問題改善プログラムによる取組

消費者被害の防止・救済のための対応については、「**多重債務問題改善プログラム**」(平成19年4月20日多重債務者対策本部決定)に基づき、未成年者を含む多重債務者の発生予防や問題解決のための取組として、「相談窓口の整備・強化」及び「金融経済教育の強化」等の取組を着実に推進。

## 〈多重債務問題改善プログラムによる取組の主な内容〉

### 相談窓口の整備・強化

多重債務者に対する相談体制の強化は喫緊の課題であることから、以下の取組を実施。

- 各地方自治体に各部局間の連携を要請
- 市町村に対し、設置されている相談窓口における体制・内容の充実、専門機関(弁護士・司法書士等)への紹介・誘導等を要請
- 都道府県に対し、相談体制・内容の充実、「多重債務者対策本部(又は同協議会)」を設立、市町村への支援を要請

### →多重債務者相談強化キャンペーンの実施

「多重債務問題改善プログラム」に基づき、整備が進められてきた全国の自治体等の相談窓口の認知度の向上や、潜在的な相談者の掘り起こし等を目的として、国や日弁連等と連携し、平成20年度より「多重債務者相談強化キャンペーン」を毎年実施(集中的な相談体制の構築や広報活動等)。また、今年から、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)が平成27年4月1日に施行されたことを受け、生活困窮者自立支援事業や生活困窮者家計相談事業に係る相談窓口との連携も開始。

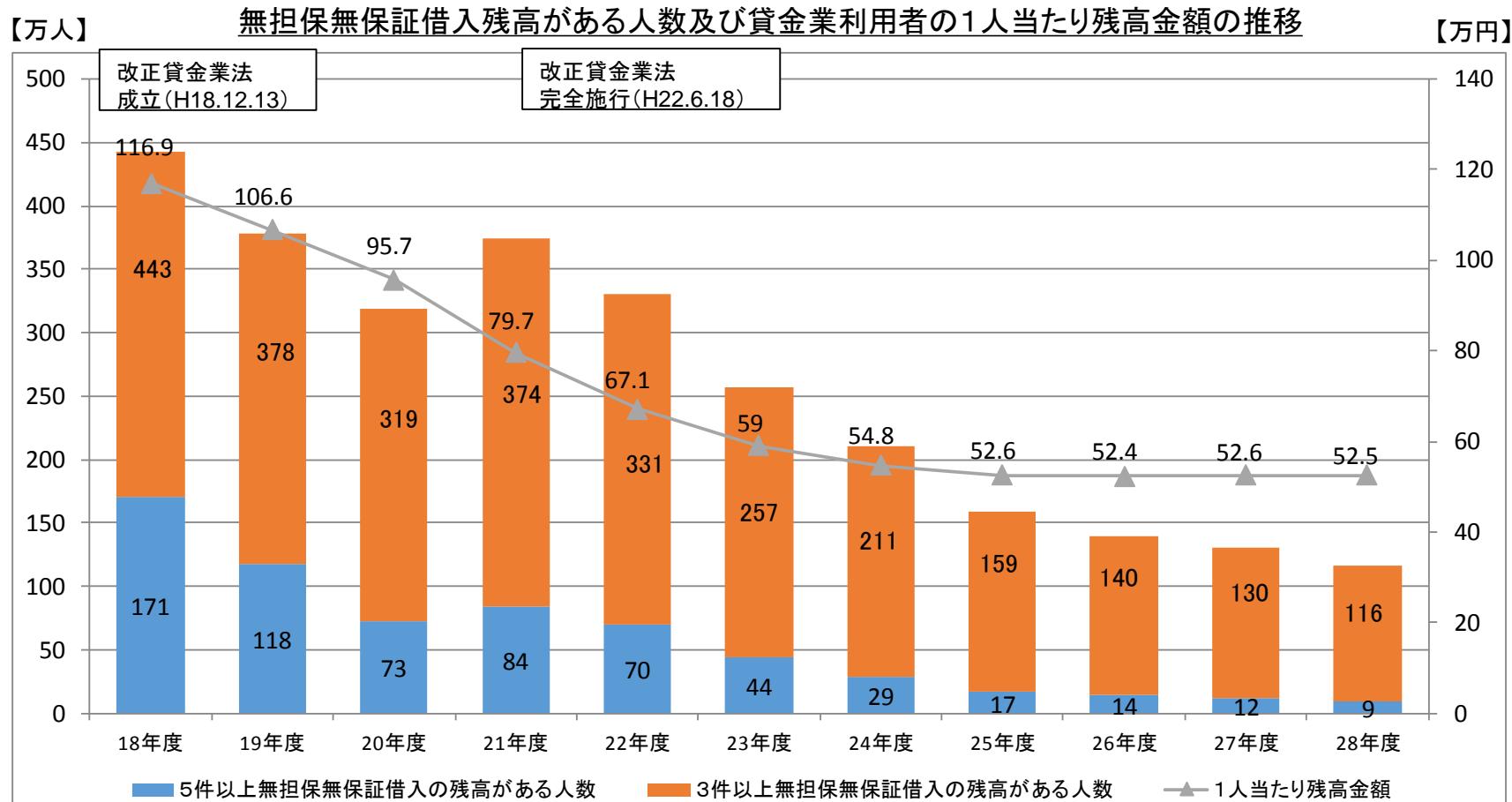
#### (参考) 市区町村の多重債務相談窓口設置状況

	21年3月	22年3月	22年9月	23年3月	23年9月	24年9月	25年9月	26年9月	27年9月
相談窓口設置市区町村数	1,619	1,626	1,627	1,625	1,653	1,660	1,711	1,723	1,723
相談窓口設置市区町村の割合[%]	90	91	92	93	95	96	98	99	99

# 多重債務問題の現状

多重債務問題 … 貸金業を営む者による貸付けに起因して、多数の資金需要者等が重畠的又は累積的な債務を負うことにより、その営む社会的経済的生活に著しい支障が生じている状況をめぐる国民生活上及び国民経済の運営上の諸問題をいう。（貸金業法附則第66条）

多重債務者 … 消費者金融等からの複数債務を抱える債務者や返しきれない債務を抱える債務者

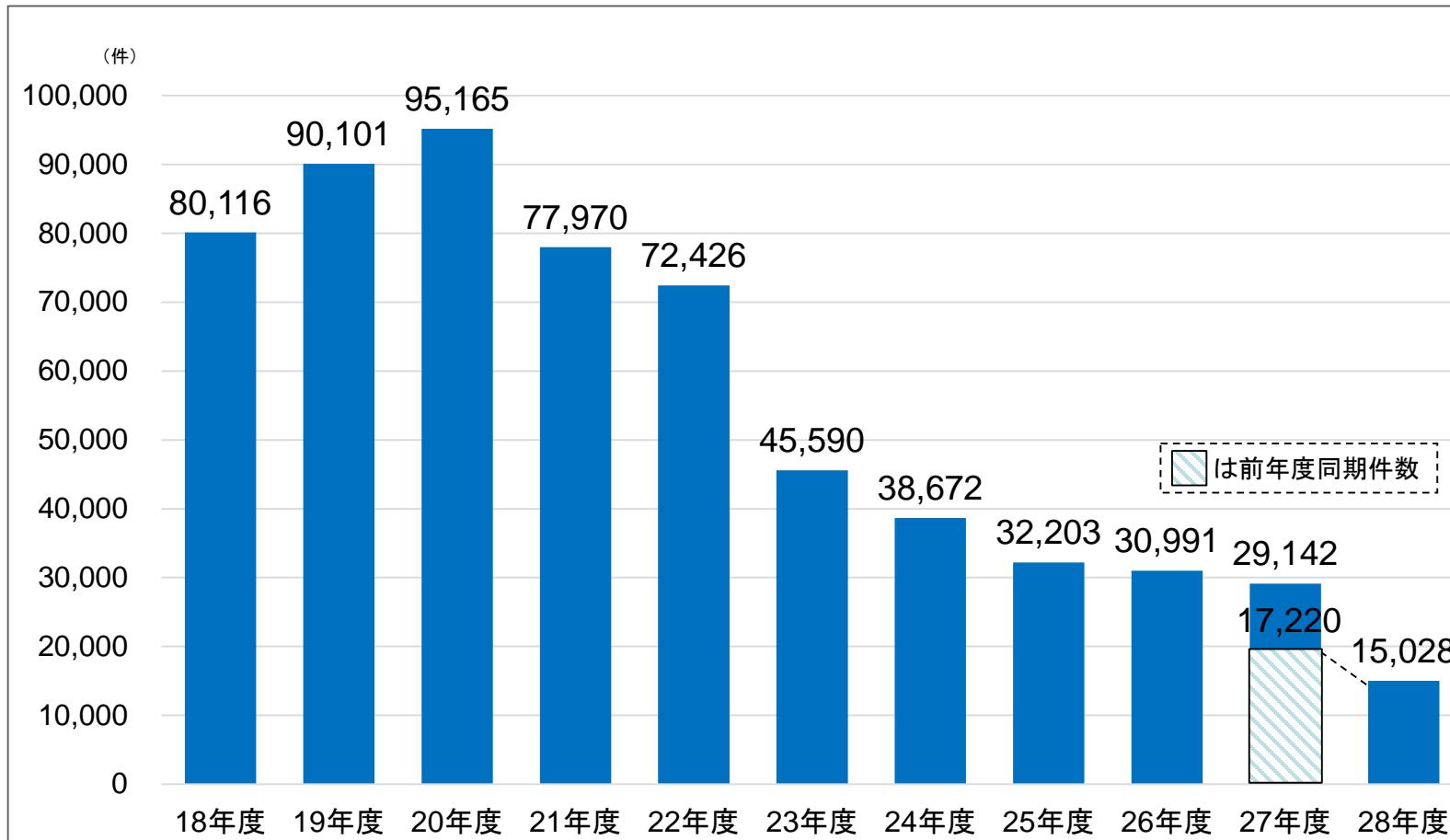


(出典) (株)日本信用情報機構

# 「多重債務」に関する消費生活相談の概況(1)

平成28年12月  
消費者庁

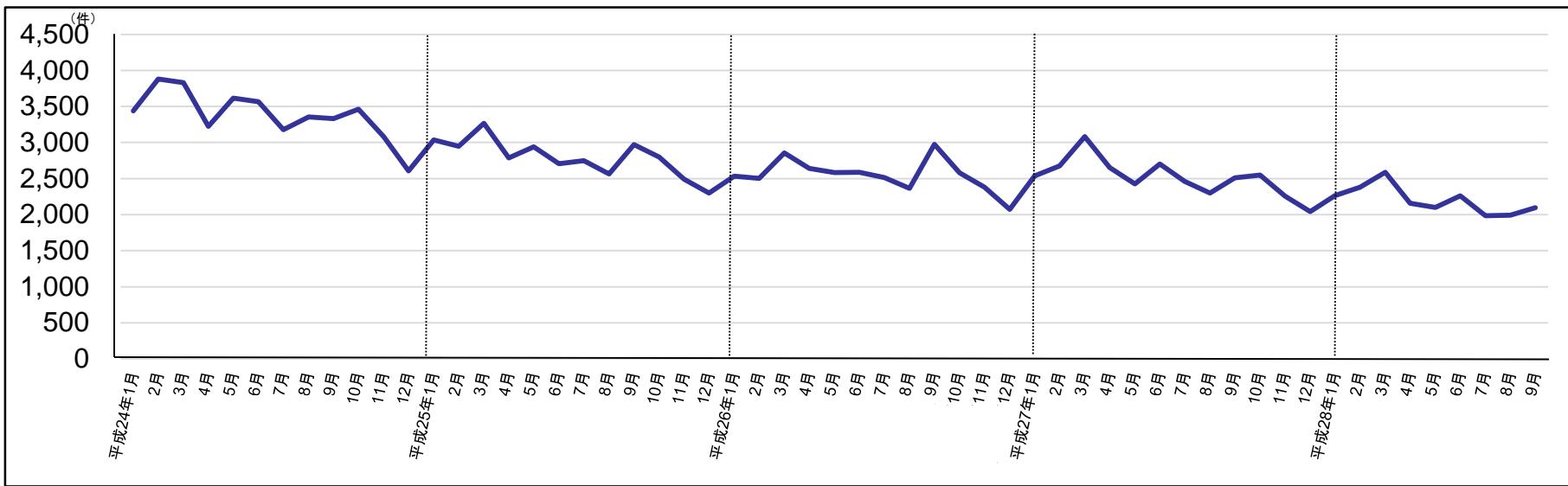
## 1-1. 相談件数(受付年度別推移)



(注)PIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク)を通じて全国の消費生活センターから寄せられた「多重債務」に関する相談件数(平成28年11月30日登録分まで)。

# 「多重債務」に関する消費生活相談の概況(2)

## 1-2. 相談件数(受付月別推移)



## 2. 相談事例

(注)PIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク)を通じて全国の消費生活センター等から寄せられた「多重債務」に関する相談件数。

○消費者金融の多重債務。病気で働けないので返済困難。  
自己破産したい。

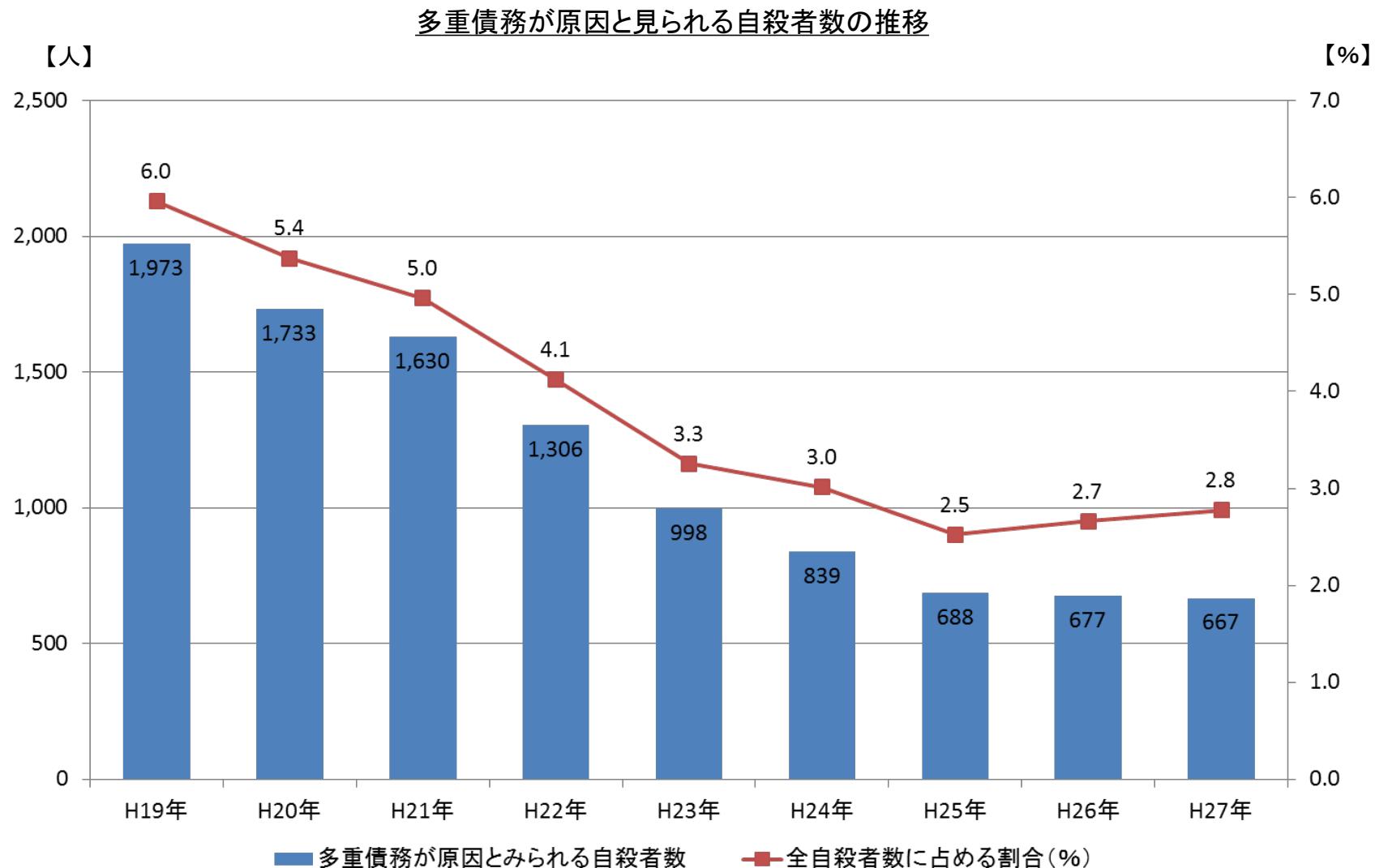
○数年前に生活費の補填や車のローンで複数の事業者から借金。現在の債務残高は百数十万円程度。生活保護受給開始となり返済困難。

○20年来、キャッシングしては返済することの繰り返し。過払い金があると思うのだが、返済が終わらない。

○クレジットカードの利用料金や車のローンの支払い、税金の滞納で借金の総額が百数十万円以上になる。債務整理をしたい。

○銀行、クレジット会社等に数百万円の借金があり、返済困難な状態。借金を整理する方法について知りたい。

# 多重債務が原因とみられる自殺者数(1)



厚生労働省、警察庁統計を基に作成

# 多重債務が原因とみられる自殺者数(2)

■平成27年中の年齢階級別、職業別の自殺者数(原因・動機が多重債務の者のうち)

## (1)年齢階級別自殺者数

年齢階級別 原因・動機別		~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70~79歳	80歳~	不詳	合計
負債 (多重債務)	計	61	136	150	182	110	23	5		667	
	男	58	130	142	170	101	21	3		625	
	女	3	6	8	12	9	2	2		42	

## (2)職業別自殺者数

職業別 原因・動機別	自営業・家族従業者							自営業・ 家族従業者 者合計	被雇用者・勤め人										サービス業従事者								
									専門・技術職				管理的職業			事務職		販売従事者			サービス業従事者						
	農・林 漁業	販売 店主	飲食 店主	土木・建 築業自営	不動産業 自営	製造業 自営	その他の 自営業主		教員	医療・ 保健 従事者	芸能人・ プロスporte選手	弁護士	その他の 専門・技 術職	議員・知 事・課長 以上の 公務員	会社・公 団等の 役員	会社・公 団等の 部・課長	事務員	販売 店主	外交員 セールスマン	露店・行 商・廃品 回収	美容師 ・理容師	調理人 ・バーテンダー	飲食店 員	ホステス ・ホスト	遊技場等 店員	その他の サービス職	
負債 (多重債務)	計	11	11	8	25	3	11	63	132	1	10	1	10	1	10	1	21	13	10	25	17	3	3	8	1	6	27
	男	11	10	8	25	3	11	62	130		8		1	10	1	19	13	10	23	17		3	3	8	1	4	25
	女		1					1	2	1	2					2			2						2	2	

職業別 原因・動機別	被雇用者・勤め人														被雇用 者・勤め人 合計	有職者 合計			
	技能工							保安従事者			通信運輸従事者								
	建設職 人・配管 工	輸送・精 密機械工 (輸送・精 密を除 < )	機械工 金属加工	食品・衣 料品製造 工	その他の 技能工	警察官・ 自衛官・ 消防士等	その他の 保安従事 者	運輸従事 者	通信従事 者	土木建設 労務作業 者	運搬労務 作業者	その他の 労務作業 者	その他						
負債 (多重債務)	計	8	4	7	4	3	23	7	2	27	7	20	11	37	49	366	498		
	男	8	4	7	3	3	23	7	2	27	7	20	11	36	46	350	480		
	女				1									1	3	16	18		

職業別 原因・動機別	無職												無職 合計	不詳	合計		
	学生・生徒等						学生・生 徒等 計	無職者									
	未就学児 童	小学生	中学生	高校生	大学生	専修学校 生等		主婦	失業者	利子・配 当・家賃等 生活者	年金・雇 用保険等 生活者	浮浪者	その他の 無職者				
負債 (多重債務)	計				1		1	4	39		36		79	158	159	10	667
	男				1		1	37			32		68	137	138	7	625
	女						4	2			4		11	21	21	3	42